

(保1)

平成25年4月2日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東日本大震災に関連する診療報酬の特例取扱いの期間等について

東日本大震災の発生以降、被災地等における保険診療や診療報酬等の特例的な取扱いにつきまして、ご案内申し上げてきたところであります。

この特例的な取扱いにつきましては、中医協総会の議論を経て、原則として、平成24年9月30日時点で利用している保険医療機関についてのみ、平成25年3月31日まで期間を延長してまいりました。

その後、中医協において特例措置の継続等について議論を行うため、平成25年1月には特例措置を利用している保険医療機関に対して利用状況等の報告をお願いし、その結果については平成25年3月13日の中医協総会に報告され、平成25年4月以降の特例措置の取扱いについて検討されたところであります。

その結果、25項目の特例措置（「参考」・「別添」を参照）について、岩手県、宮城県及び福島県（「被災3県」という。）の保険医療機関等におきましては、平成25年4月1日時点で現に利用されている特例措置については、平成25年4月30日までに、平成25年4月1日以降新たに利用を開始した特例措置については、速やかに、届出様式による届出の上、平成25年9月30日まで取扱期間が延長されることとなります。

また、被災3県以外のその他の地域の保険医療機関等につきましては、平成25年4月1日時点で現に利用されている特例措置についてのみ、平成25年4月30日までに届出様式による届出の上、平成25年9月30日まで取扱期間が延長されることとなります。

なお、平成25年10月以降の取扱いを検討するため、今後、利用状況等を把握するための資料提出等が求められることが予定されておりますが、詳細については、追って連絡されることとなっておりますので、その際にはご協力いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

〈添付資料〉

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療の取扱いの期間等
について

(平25.3.29 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)